

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 高 石 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年2月20日（火） 午後1時30分から 午後2時45分までの間
開催場所		大阪府高石警察署 講堂
出席者	委 員	田口会長 岩本副会長 古川委員 東口委員 中本委員 平岡委員 伊藤委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日は、高石警察署の皆様、また委員の皆様、お忙しい中参加いただきありがとうございます。 今年初めての協議会という事で、今年1月1日から能登の方で大地震があったり、航空機の事故があったりと、どんな1年になるのかと心配しましたが、あっという間に2月になってしまいました。 先日、私は少年補導員をしている関係で、少年院を視察してきました。法務省が担当されており、全国で少年院は50施設程あると教えていただきました。教えていただいたところによると、刑務所は処罰ですが、少年院は保護を目的としているとの主旨を教えていただきました。 少年院を出る時、親が引き取りを拒否したりすると、住み込みで働く事になるのですが、この場合居場所がない訳です。自分の居場所があるというのは、子供さんにとっても地域や職場にとっても大切な事ではないかと思う、そんな気持ちになりました。 また、高石市は大阪府でも1～2を争う治安の良いところと聞いています。これは高石警察署の長年の弛まぬ努力を続けていただいた結果だと感謝しております。

議 事 概 要

我々の居場所は高石市ですが、そんな居場所を大切にしていきたい
と思います。今日は、宜しくお願いいたします。

2 署長挨拶

皆様、こんにちは。

お忙しい中、署まで足を運んでいただきありがとうございます。

また、平素は警察行政において、高石署の業務に深い御理解をいた
だき誠にありがとうございます。

コロナが5類になったという要因もあるのか、大阪府下の全刑法犯
の認知件数がかかなり跳ね上がり、新聞報道もされているとおり約8万
件、前年比プラス1万1千件とかかなり増えています。

また、特殊詐欺も大阪府下では2,649件とプラス585件とかかなり社会
的な問題となっています。

一方、高石警察に関しては、昨年は全刑法犯の認知件数は370件(昨
年比プラス12件)となっています。また、特殊詐欺は12件認知してい
ます。これに関しては昨年比マイナス3件という状況です。

特殊詐欺に関しては、ちょっと手口が変わっており、高齢者のとこ
ろへ電話を掛けて料金未納等と騙り、コンビニ店へ誘導させた上、ア
ップルギフトカード等を購入させ、その裏面の番号を教えさせ騙し取
る手口が増加しております。

この手口ですと、管内に受け子や出し子という被疑者がおらず、お
年寄りに操作させて完結するという方法で、犯人側も手口を変えてき
ております。また、特殊詐欺の約8割が電話で、その内9割が固定電
話という事で、高石警察署としても高石市役所と連携し、固定電話に
取り付ける自動録音装置の普及を展開しているところでございます。

今年も署員一丸となり、高石市民の安全安心の為に、尽力をしてま
いる所存でございます。引き続き、あたたかい御支援の程、宜しくお願い
いたします。本日は宜しくお願いいたします。

地域警察活動について(地域課長)

- ① 高石警察署の地域課について
- ② 緊急配備と特殊詐欺の現状について
- ③ アポ電を認知した際の緊急配備等について
- ④ 巡回連絡について
- ⑤ 安まちアプリについて

災害への対処について(警備課長)

- ① 警察による災害時の活動について

- ② 令和6年度における能登半島地震について
- ③ 高石市内における危険箇所について
- ④ 災害への備えについて
- ⑤ 御質問への回答について

【会長】

●大規模災害発生時の対応について

現在、高石警察署は震災発生時の津波ハザードでは、1～3メートル水没エリアに位置しています。以前、お聞きしたところでは、緊急時は高石市役所内に移動すると仰っておられたと記憶しています。実際に大規模災害が起きた時に一刻を争う事態の中で警察署機能の移動は可能でしょうか。現状での取り組み状況を教えてください。

【警備課長】

水没エリアについて、御指摘のとおり、高石警察署は1～3mの水没エリアに位置しています。配布している「高石市防災マップ」を見ると、1～3m浸水するエリアに位置している事が分かります。緊急時につきましても、御指摘のとおりです。

高石市との協定「災害時の市有施設使用に関する協定書」では、災害事態により、高石警察署が被災し、署内での業務の遂行が困難になった場合、高石警察署が市役所の施設の一部を災害警備業務等の活動拠点として使用できることになっています。

この協定は、平成27年2月16日に結ばれました。

そして、実際に大規模災害が起きた時の警察署機能の移動についてですが、南海トラフ地震が発生し、津波が来るという状況においては、警察署の代替施設として市役所を使用します。

津波が来ない等の理由で庁舎が使える状況においては、高石警察署で業務を継続します。

実際に、代替施設として市役所を使用するとなった場合、マニュアルに沿って全署員(夜間は当直員)で対応します。また、順次、災害における応援部隊が到着し、高石市内にも入ります。

現状での取組状況ですが、大阪府警察大震災総合訓練において、各課が想定に応じて対応する訓練を実施しているほか、定期的に装備資器材の訓練等を行ったり、市役所と連携し、訓練や各種取組を行っています。

本年に発生しました能登半島地震のニュース映像を観て不安に思われる部分もあるかと思いますが、大阪府警全体で大震災発生に向けた準備を継続して行っており、当署においても、継続した対策を行っています。以上が回答になります。

本部刑事部捜査第四課監修による不当要求対策・企業対象暴力編について

サイバーセキュリティーについて(総務課長)

- ① ショートメッセージサービスの本物と偽物について
- ② フィッシング詐欺メールのチェック方法について
- ③ フィッシング詐欺メールから誘導された偽サイトのチェック方法について

3 質疑応答

(1) 空家対策について

【委員】

近所の自治会の役員の方から相談されたのですが、最近空家が増えてきて、ポストに勝手にポストイングされたチラシがあふれ出ており、一目で空家と分かり、イタズラや放火が気になるのですが、勝手に掃除するのは駄目な事だと認識しているのですが、その対処はどうしたら良いのでしょうか。

【警察】

私の方から説明させていただきます。

○高石市役所 土木部建築住宅課

法律→空家等対策の推進に関する特別措置法

平成27年5月26日全面施行

全国市区町村

空家等対策計画を策定(第6条)

○空家等対策の推進に関する特別措置法

・空家の定義(第2条)

空家等とは、建築物またはこれに付随する工作物であつて住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地

・立ち入り調査(第9条)

・所有者の調査(第10条)

・空家及び跡地に関する情報の提供、活用のための対策(第13条)

・特定空家等に関しましては、除却、修繕、伐採等の指導、勧告、命令が可能、更に行政代執行が可能(第14条)

○高石市空家等対策計画(空家対策に対する基本的な考え方)

議 事 概 要

①情報収集(データベース化)

②空家化を予防、抑制

市民への周知、出張相談会等

③空家の活用、流通を促進

空家バンクの活用、地域コミュニティ等による活用支援

④管理不全状態の解消

空家等の除去に関する支援、普及、啓発

特定空家に対する措置

⑤土地活用を誘導、促進

跡地活用に関する支援制度の検討

○管理不全状態の解消

①空家の実態調査→管理不全空家等と判断→管理者に連絡→

改善されない→空家に立ち入り調査等を実施

適切に管理されていない空家を「特定空家」に指定できる

例えば、倒壊のおそれ、衛星上の問題が発生、著しく景観を損なう、そのまま放置することが不適切である。

②助言・指導→改善されない→命令→正当な理由なく命令に応じない→代執行となる。

○高石警察署

法律上

法律の根拠なく敷地内に入ると、住居侵入、建造物侵入、敷地内の物についても、排除は出来ない。

では、どういった場合立ち入る事が出来るのか。

【一般人の方】

何らかの犯罪で現行犯逮捕する場合、人命救助、火事、災害等で緊急的に立ち入る事が出来る。

【警察官】

犯罪捜査(裁判官の発する令状)、緊急避難、犯罪の予防や制止する場合。

よって、議題については、

○敷地外で道路にあった物

法律上は拾得物であるが、ゴミと判断される物はゴミとして措置、敷地内の物は排除できない。

○敷地内に人が立ち入っているのを目撃、放火等の危険性が認められれば、110番や119番、市役所へ通報。

○警察官によるパトロールを重点的に実施し、市役所と情報共有・連携する。

議 事 概 要	(2) 渋滞緩和対策について 【委員】 国道26号線にある「ジョーシン高石店」の南側交差点【西取石南交差点】の信号を、北西から走行してきた車が右折し、国道26号線を南下する車が多く、その手前からいつも渋滞が発生しており、前へ進まない事が多いと感じます。 【警察】 現場を実際に確認いたしました。 所謂、一車線のところから国道26号線を右折する際に関する御質問だと思いますが、右折車線と直進車線を作れば解決する問題ですが、道幅が狭くこれが出来ません。ではこの交差点の信号周期を長くすれば良いのではとなりますが、この交差点は府警本部が集中制御している信号である為、信号周期を変更すれば、他の場所で渋滞が発生してしまいます。私自身、確認したところ、常時渋滞が発生しているとまでは言えません。よって、直ぐに信号周期の変更も難しいというのが現状です。今後、この交差点における渋滞に関しては、交通事故の発生状況や渋滞の発生状況等を確認しながら、必要に応じて高石警察署として対策を講じようと考えております。
---------	--